

社会福祉法人碧明会 評議員・役員報酬等規定

第1条（目的）

この規定は、社会福祉法人碧明会(以下「本会」という。)の定款第8条と第22条の規定にもづき、評議員・役員報酬及び、評議員・役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（報酬等の意義）

この規定における評議員・役員報酬等とは、本会が評議員・役員としての業務の対価として支払うものをいう。

第3条（報酬）

評議員・役員は無給とする。ただし、職員としての業務を兼ねて遂行する者については有給とする。

- 2 第1項に該当するものについては、経験、年齢、役職等に応じて給与規定に定める職員としての給与等を支給する。この場合においては、役員としての報酬は支給しないものとする。

第4条（賞与）

本会は、評議員・役員に賞与を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に該当する者については、給与規定に準じて支給する。

第5条（規定の改廃）

この規定の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附則

この規定は、平成30年1月1日に制定し、平成29年4月1日より施行する。